

令和7年2月21日  
(2025年)

西宮市政記者クラブ 各位

西宮市総務局人事部人事課長

### 職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告します。

#### 記

#### 1 事案の概要

土木局所属の処分対象職員は、令和7年1月26日(日)の11時頃から自宅で飲酒したのち、13時頃買い物のため自家用車を運転してスーパーに行きました。14時頃帰宅のためスーパーの駐車場から自家用車を出庫させる際、右側に駐車していた自動車の左側面部に接触する物損事故を起こしたにもかかわらず、警察へ通報せず、また、相手方に伝えることなく帰宅しました。

本事案について当該職員から報告があり、事情聴取を行ったところ、飲酒をしたうえでの運転であることと、隣の自動車に接触していたことを認識していたにもかかわらず、そのまま帰宅したことを認めています。

#### 2 処分年月日

令和7年2月21日

#### 3 処分対象者及び処分内容

所属	職名	年齢	性別	処分内容
土木局	係長	53歳	男性	免職

#### 4 処分理由

当該職員の行為は、飲酒をしたうえでの運転であることを自覚していたにもかかわらず、自動車を運転するという危険な行為を行い、物損事故という重大な結果を引き起こすに至るとともに、当該物損事故を起こしたにもかかわらず、警察への通報や相手方への連絡をすることなく帰宅し、事故後の警察署への報告義務を怠ったもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、公務内外を問わず、高い倫理規範が求められる公務員として、西宮市職員の職の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に対処したものです。

以上

(問い合わせ先)

人事課 奥田 (TEL:0798-35-3518)